

緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金の事前確認について

5月21日（金）消印分で受付を 締め切らせて頂きます。

書類のチェック、面談に1週間程度の時間を要するためご理解下さい。

弊社以外の登録確認機関については下記HPより検索が可能です。

<https://ichijishienkin.go.jp/>

一時支援金の申請にあたって必要とされる「事前確認」について当財団でも実施可能となりました。事前確認にあたっては面談を必須とさせていただきますが、新型コロナウイルス対策として面談時間を可能な限り短縮すべく、先ずは必要書類を郵送頂いて事前チェックをさせて頂くことにしました。

ご面倒をお掛けしますがご理解とご協力をお願い致します。

【事前確認実施の流れ】

(1) 申請に必要な書類を下記HPにて確認のうえ、写しを郵送して下さい

<https://ichijishienkin.go.jp/>

①本人確認書類※¹

②履歴事項全部証明書（中小法人のみ）

③収受日付印の付いた、2019年1月を期間内に含むもの以降、全ての確定申告書の控え

※2,3

④2019年1月から2021年対象月までの各月の帳簿書類（売上台帳、請求書、領収書等）※⁴

⑤2019年1月以降の事業の取引を記録している通帳

⑥代表者又は個人事業者等本人が自署した「宣誓・同意書」

⑦一時支援金に係る取引先情報一覧※⁵

- ※1 次の書類等のいずれか。運転免許証（両面）、マイナンバーカード（オモテ面）、写真付きの住民基本台帳カード（オモテ面）、在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書、住民票の写し及びパスポート
- ※2 e-Tax の場合は、確定申告書の控えに受付日時が印字されているか、別途、受信通知メールがあること
- ※3 個人事業者等の場合は、確定申告義務がない場合その他相当の事由がある場合は、住民税の申告書の控え、中小法人等の場合は、合理的な理由で提出できない場合は、税理士の署名がある事業収入を証明する書類で代替可能
- ※4 書類の量が膨大な場合は、登録確認機関が任意に選択した複数年月の帳簿書類でも可

- ※5 お取引先が一般個人（個人事業主を除く）の場合は裏面3取引先情報の記載

は不要

* 原本は郵送しないようにして下さい

* 書類の紛失を防ぐため「ゆうパック」「レターパック」などを利用して下さい

* お客様の連絡先（電話番号）を忘れずに記入して下さい

郵送先

〒212-0013

川崎市幸区堀川町 66-20 川崎市産業振興会館 7 F

（公財）川崎市産業振興財団 中小企業サポートセンター

（2）郵送された書類を確認のうえ、不備の有無をお知らせします

（書類到着後 3～4 日を目途）

（3）不備があった場合は不備書類を追加でご郵送頂きます

* 郵送の際に「**不備書類追加分**」と明記して下さい

（4）書類一式が整った時点でご連絡を致します。

面談日を決定し、当日は書類の**原本**を持ってお越し下さい

* 面談場所は郵送先と一緒の場所になります

* 面談には上記書類のほか「**申請 I D**」が必要となります

（本件に関する問い合わせ先）

 044-548-4169

川崎市産業振興財団 中小企業サポートセンター 一時支援金相談窓口